

排水管の埋設について

- 1 ヒューム管の管径は300mm以上とし、鉄筋コンクリート全巻きとする。

※一般家庭については、150mm以上とする。

- 2 溜柵の底面は、排水管の下端から管径以上の深さとする。(砂溜)

- 3 吐き出し口逆流防止のため招戸を設置すること。

※堤内地盤高が高い場合、招戸は不要。

- 4 排水管の基礎はコンクリートとする。(栗石は不可)

- 5 排水管は河道断面内に入れないこと。(護岸面でカットする)

- 6 排水口の河床には、フトン籠等の洗掘防止措置をすること。

- 7 汚濁が直接河川に流れ出さないよう、溜柵の清掃等適切な管理をすること。

- 8 共同利用化を図る等、できるだけ統合した施設とすること。

参 考 排水管の管径300mm以上の根拠

河川管理施設等構造令第47条

上記記載の以外の件については、河川法及び河川管理施設等構造令及び河川海岸管理事務の手引きによる。

